

令和2年4月8日

保護者の皆様

京都市立大原野中学校
校長 中島 一郎

学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的な感染者の大幅な増加傾向の下、本市においても3月30日（月）～4月5日（日）までの新規感染者が44人となり、その前の週の17人の2.6倍となるとともに、この4日（土）、5日（日）の新規感染者13名のうち11名が、現段階で感染経路不明であるなど、本市域の状況に大きな変化が生じ、危機的な状況となっております。

こうした状況を踏まえつつ、年度当初が、学校と、児童生徒や家庭・保護者との関係・繋がりを
つくるとともに、児童生徒にとっても、新しい環境の下で学校生活に臨む極めて大事な時期である
ことを踏まえ、入学式や始業式などをしっかりと行った上で、4月10日から臨時休校措置を実施
することが、京都市教育委員会から示されました。このため、本校においても下記のとおり臨時休
校としますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

4月10日（金）から、当面、5月6日（水）まで

※ 臨時休業期間は、状況に応じて、変更する場合があります。

※ 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページに随時掲載しますので、できる限り、毎日、御覧いただくようお願いいたします。

2 臨時休業期間までの予定

（各校において4月9日までの予定を記載してください）

※ 9日（木）までの期間も、「①換気の悪い**密閉**空間，②多くの人の**密集**，③近距離・**密接**（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の「**3密条件**」が同時に重なる場を徹底的に避け、更なる感染防止対策の徹底に取り組みます。

※ 御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

裏面があります

3 臨時休業期間の対応等

(1) 登校日について

ア 臨時休校期間中、子どもたちの健康状態や学習状況を確認したり、家庭での学習課題をお渡ししたりするなどの場として、別添の「4 月当初と臨時休校中の登校日のお知らせ」のとおり登校日を設けます。

イ 臨時休業期間中の登校日については、通常の授業日の扱いではありません。御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

(2) 臨時休業期間の基本的な過ごし方

ア 期間中は、特に、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるようにしてください。また、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

イ 別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、御家庭において、子どもたちと一緒に健康観察に取り組んでください。

また、同通知に添付しております、啓発チラシ「新型コロナウイルス感染症～うつらない・うつさないように、みんなで気をつけること～」を参考に、この機会に、改めて、子どもたちはもとより、御家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(3) 臨時休業期間中の子どもたちの生活や学習について

別添の「4 月当初と臨時休校中の登校日のお知らせ」の裏面の「大原野中学校に通う生徒の皆さんへ」を参照いただくなどして、子どもたちの生活面については、規則正しい生活を送ること、不要不急の外出を控えることなど、各御家庭でも指導してください。

また、学習面については、これまでの振り返りや、新年度に予定していた学習内容等について、教科書、補助教材、学習プリント等を活用した学習課題をお伝えしますので、しっかりと家庭学習が行えるよう、各御家庭でも、適切な指導をお願いします。